

製品開発者のための  
OSSライセンス・コンプライアンス

**抜粋版**

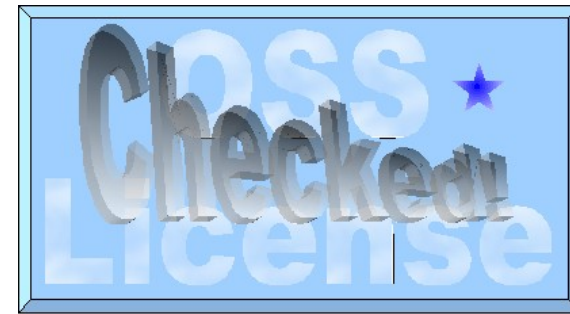
# OSSライセンス違反を見つけ出す 11のチェックポイント

2008年8月29日(金)

NEC プラットフォームイノベーションセンター

(NEC春日ビル1F)

姉崎

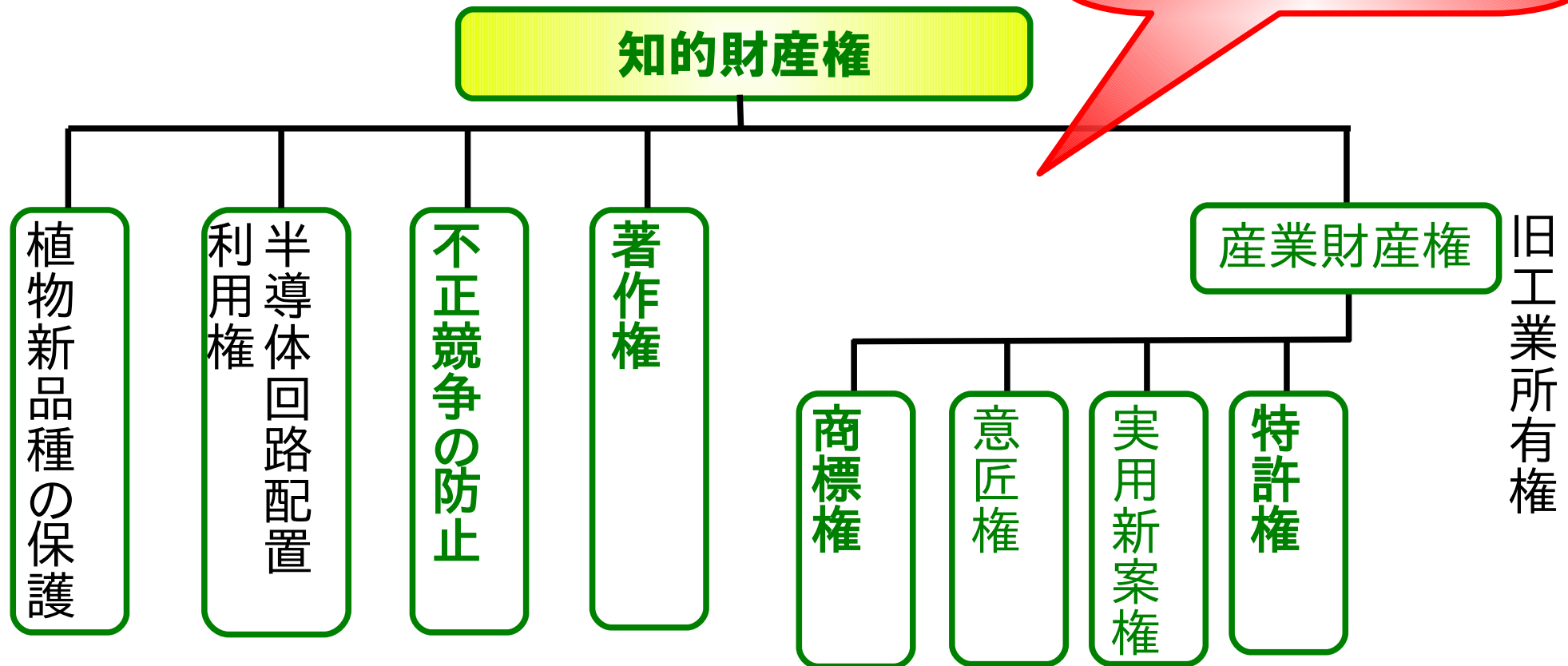


# IP(知的財産)とは

日本国では

- IP : Intellectual Propertyは、「知的財産」と訳され、工業所有権や著作権に加え、現在では、さらに多くの対象を含めて、広い意味で使われています。
- 知的財産を対象とする権利が知的財産権 (IPR: Intellectual Property Rights、知的所有権とも訳される) で、IPがこの意味で使われている場合もありますが、明確に分けて考えるべきです。

この区別が出来ずに  
IPを主張する者は怪しい



旧工業所有権

# プログラムは、著作権法で保護される著作物

- コンピュータ・プログラムは、著作権法で保護される著作物の一つです。
  - 著作権法 第10条（著作物の例示）に挙げられています。
  - 「著作物」としては、他に、「小説、論文、脚本、講演」「音楽」「絵画」「映画」「写真」などがあります。
  - 著作権に含まれる権利の種類（第21条～第28条）
    - 複製権、公衆送信権、頒布権、譲渡権、翻訳権等、**二次的著作物の利用に関する原著作者の権利**など
- ソフトウェアの**ライセンス**は、「著作物の**利用**の許諾」（著作権法 第63条）
  - その許諾に係わる利用方法及び条件（同条2項）が**ライセンス条文**

※日本の著作権法に基づいて説明しています。以下、特別に断らない限り、日本国での説明です。

**当然のことながら**オープンソースソフトウェア(OSS)は、

- 「単に、自由に使えるもの」ではありません。
  - 著作権が無い（あるいは失効した）許諾不要なパブリックドメインソフトウェア(PDS)ではありません。
- OSSライセンスと総称される、**ライセンスがあります。**

**自分の開発物件として納品してはいけません。**

# 家電/無線機器メーカーが正しくないと訴訟となった例

従来、MySQLなど企業製OSSでのライセンス違反の訴訟が主であったが、昨年からSoftware Freedom Law Center (SFLC) がOSS開発者の代理人となって提訴

- 2007年9月 デジタル家電メーカーを提訴  
<http://opentechpress.jp/opensource/article.pl?sid=07/09/26/0051222>
  - 2007年11月 無線機器メーカー2社を提訴  
<http://opentechpress.jp/opensource/article.pl?sid=07/11/27/0136228>
  - 2007年12月 無線ルータで米キャリアを提訴  
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20071210/289099/>
  - 2008年7月 ネットワーク機器ベンダー を提訴  
<http://www.heise-online.co.uk/open/Extreme-Networks-accused-of-having-violated-GPL-open-source-license--/news/1>
- ✦ 機器組込ソフトだからと言って油断できない。
- ✦ (変更していなくても) GPLのBusyBox, Linuxのソースは開示が必要

## Hall of Shame!!! 「恥知らずの殿堂!」

- <http://www.busybox.net/shame.html>
- BusyBox: The Swiss Army Knife of Embedded Linux
- Web上で18製品を吊し上げていたが、今は更新せず、直接SFLCへ連絡

# 守るべきOSSライセンス条件の概要

- ① ソースの開示(OSS自身+GPL利用プログラム)
- ② LGPLを静的リンクしたプログラムのリバースエンジニアリングの許可
- ③ ドキュメントに必要な記載(BSDタイプのバイナリ配布のみの場合)

- BSDライセンス : Berkeley Software Distribution License
- MPL : Mozilla Public License
- LGPL : GNU Lesser General Public License
- GPL : GNU General Public License

OSSライセンス	BSDタイプ	バイナリ形式のみの配布可	ソース開示しないならば、著作権表示、ライセンス文、免責条項などの記載が必要③
	MPLタイプ	バイナリ形式のみの配布不可	
	LGPLタイプ	ソース開示要 ①  (Copyleft)	静的リンクでリバースエンジニアリングを許可要②
	GPLタイプ		(二次的著作物とみなされる)利用プログラムもソース開示要①

例え、商用プログラムでも

# 4タイプの、OSSライセンスとOSSの例

Apacheライセンスの  
OSSの利用が目立つ

タイプ	OSSライセンス	OSSの例
BSD系	BSD License	PosegreSQL, dom4j, OpenSSH, など
	OpenSSL License	mod_ssl, OpenSSL, など
	Apache License 2.0 (2004年ごろまでなら、Apache Software License, version 1.1 の可能性あり)	Apache HTTP Server, Tomcat, Axis, Commons, Jakarta Velocity, XML Xerces, Struts, Spring, Ajax Libs, ant, log4j, など
	Cryptix General License	Crtptix (GPL化を拒否している点に注意)
	Info-ZIP License	Info-ZIP
	zlib License	TinyXML, など
	MIT License	PuTTY, など
	その他多数	
MPL系	Eclipse Public License	Eclipse, など
	Common Public License Version 1.0	SyncML, など
	その他多数	
LGPL系	LGPL2.1	glibc, JBoss4.2.2, OpenOffice.org, など
GPL系	GPLv2	MySQL(商用ライセンスとのデュアルライセンス, FLOSS ライセンス除外規定あり), Linux カーネル, gcc(スタートアップライブラリlibstdc++.so, libgcc_s.soには例外記述あり), Samba3.0.x, Pukiwiki1.4.7, PDFCreator, など
	GPLv3	Samba3.2.x, tcIPAMなど
	Affero GPL(AGPL)v1	affero
	その他いくつか	



# BSD以外のタイプ:再頒布したプログラムのソース開示が必須の理由

<http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses>

## • EPL(MPLタイプ) : Eclipse Public License

- 条件をすべて満たす限りにおいて、オブジェクトコード形式のプログラムを独自のライセンス契約に基づいて頒布可

a) 本契約書の条項に従い、しかも b) そのライセンス契約が i) …

iv) プログラムのソースコードを…入手できることを謳っており…**妥当な入手方法をライセンシーに知らせていること。**

## • LGPL

1. (そのまま再頒布の条件) 2.(改変再頒布の条件) 3.(GPLにもできる)

4. …オブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。ただし、…**ソースコードを添付し、**…

## • GPL

1. (そのまま再頒布の条件) 2.(改変再頒布の条件)

3. …オブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない:

**a) ソースを添付 b) ソース提供する旨の書面 c) 申し出でソース提供**

商用では不可

# 対応を誤る背景に、IPコンプライアンスの欠如

理由はどうであれ、他人の著作物(プログラム)を私する行為は許されません。

納期遵守、工数削減のためOSSの利用は当然!

会社のため、OSSを利用して開発費用削減!

ハードウェアに組み込まれてしまえば、OSSを使っていると言わなければ、分からないだろう

使えるんだから勝手に使っているんでしょ?

ライセンスを知らずに良かれと思ってやっているの  
で悪くない



# そもそも著作物であるプログラムの「利用」のライセンス

- 「**利用**」(exploit)とは、複製や公衆送信等著作権等の支分権に基づく行為を指す。
- 「**使用**」(use)とは、著作物を見る, 聞く等のような単なる著作物等の享受を指す。
- 「平成10年2月 文化庁 著作権審議会マルチメディア小委員会 ワーキング・グループ中間まとめ」での定義[http://www.cric.or.jp/houkoku/h10\\_2/h10\\_2\\_main.html](http://www.cric.or.jp/houkoku/h10_2/h10_2_main.html)

		使用	利用 (著作権者の権利)			
			複製権	翻訳権	公衆送信権 / 頒布権	など
著作物		-				
権利に対応する行為 (厳密ではない)	書籍	本を読む	出版、複写	翻訳		
	音楽	聞く、鼻歌を歌う	CDを作製	編曲する	TV放送する	
	ソフトウェア	バイナリを実行	ソースの複製	改造する	再頒布する	
	商用ソフトウェア/ シェアウェア/フリーウェア	使用許諾書	一般的にはソース非開示にして禁止			
	オープンソースソフトウェア	自由	利用許諾書			

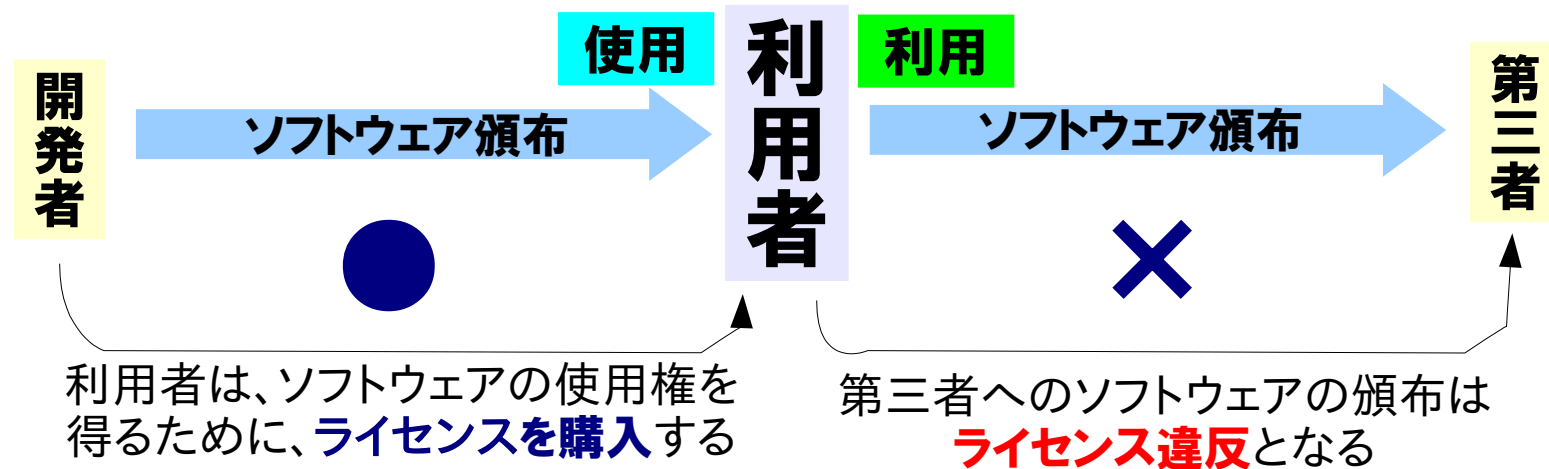
「使用」か「利用」かによって、許諾書の名前も変えることがあるが、明確に使い分けられているわけではない。

- **使用許諾書**: インストールマシン数、最大利用者数、最大端末数、価格など  
(インストールを複製権の行使とみなして権利を行使<sup>\*1</sup>)
- **利用許諾書**: プログラムの再頒布の際の条件を取り決めたもの

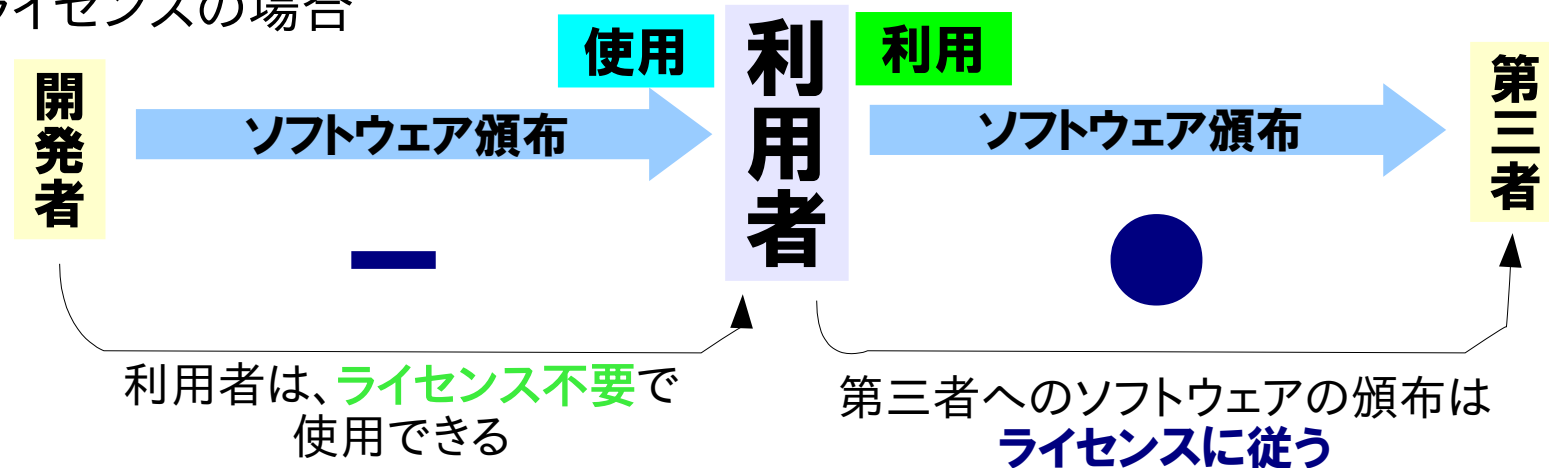
<sup>\*1</sup>:岡村 久道弁護士「ソフトウェア・ライセンスの法的根拠に関する考察」<http://www.law.co.jp/okamura/copyleft/soft.htm>

# OSSライセンスは、再頒布する際のライセンス

- 「利用者」を中心に見ると、ライセンスで許諾される行為が違う
- 商用パッケージ製品のライセンスの場合



- OSSライセンスの場合



# BSDタイプ:ソース開示は必須ではないが条件があります

<http://sourceforge.jp/projects/opensource/wiki/licenses>

## ● BSDライセンス

- ソースコード形式か**バイナリ形式**か、変更するかしないかを問わず、以下の条件を満たす限り、再頒布および使用が許可。
- バイナリ形式で再頒布する場合、付属のドキュメント等の資料に、上記の**著作権表示**、**本条件一覧**、および下記**免責条項**を含めること。

## ● PHPライセンス

- 以下の条件が・・・バイナリ形式での再頒布および使用を許可
  2. バイナリ形式で再頒布する場合は、上記の**著作権表示**、**本条件項目**、および下記の**免責条項**を、・・・転載
  6. いかなる形式で再頒布する場合も、次の文言を表示しなければなりません。  
"This product includes PHP, freely available from <<http://www.php.net/>>".

## ● Apache License 2.0

- ソース形式であれ**オブジェクト形式**であれ、・・・条件をすべて満たす限り・・・コピーを複製したり頒布したりすることができます。
  1. ...本ライセンスのコピーも渡すこと
  2. ...変更の...告知
  3. ソース形式の...場合、...
  4. NOTICEあれば挿入

Apacheライセンスの利用は多いが、著作権表示が記載されている、このNOTICEファイルを忘れることが多い。

# OSSライセンス・コンサルティングサービス

詳しくは、お手元のリーフレットをご覧ください。

- <http://www.nec.co.jp/oss/IPconsul/>
- お問い合わせ先: ip-consulting @ osspf.jp.nec.com

## 1. OSS活用におけるリスクに対して、部門の啓発から始めたい

→「OSS活用におけるリスクと対策」セミナー (1H)

- OSSとは「単に自由に使えるもの」ではなく、遵守すべきライセンスがあります。
- 海外ではライセンス違反の訴訟が増加しています 等

## 2. プログラム開発者/取りまとめとして、具体的な注意事項をチェックしたい

→「ソフトウェアライセンスに関わるプログラム開発ガイド」のセミナー(2H)

- 著作物であるプログラムの「使用」と「利用」で分かれるライセンスの遵守
- ソース開示が必要なOSSライセンスとバイナリ配布可能なOSSライセンス 等

## 3. 実際の製品について、具体的な相談をしたい

→OSSライセンス・コンサルティング: 個別見積もり

- 納品する物件にOSSが含まれていた。どういふ対応が必要か
- OEMで導入する製品にOSSが使われているが、OEM元の対応で大丈夫か等

# 「ソフトウェアライセンスに関わるプログラム開発ガイド」の 11のチェックポイント

- Q1. その社製プログラム、すべて自社の著作物ですか？
- Q2. 商用プログラムを同梱している場合、必要な手続きはお済みですか？
- Q3. 他人の著作物を使用していないことを確認するためコード検査をしていますか？
- Q4. OSSの「使用」、つまり、一部ソース流用も含め、OSSを一切同梱していないですか？
- Q5. ライセンスを気にしなければならないケース・OSSの利用は、単なる同梱ですか？
- Q6. BSDタイプのOSSライセンスでも許諾要件があります。要件を満たしていますか？
- Q7. GPL/LGPL/MPLタイプのOSSライセンスを利用していますか？
- Q8. LGPLタイプのOSSを静的リンクしていますか？
- Q9. GPLタイプのOSSの機能を利用していますか？
- Q10. 遵守しやすいように、**ライセンス毎に分けたプログラム構造、物件管理**をしていますか？
- Q11. 利用する**OSSに還元**していますか？



## Q11. 利用するOSSに還元していますか？

✦利用者が還元しなければ、利用するOSSの存続が危ぶまれます。OSSのエコシステムに積極的に参加して、共にサイクルを回す努力をしましょう。

### 還元例

- 開発コミュニティに参加し、メンテナーの一人
- 開発コミュニティに参加し、見つけたバグ修正などのパッチを提供
- 開発コミュニティに参加し、ユーザ観点での評価結果・コメントを提供
- 該OSSのサポートを提供
- 該OSSを明示的に補完する製品を提供
- ユーザコミュニティに参加し、普及・促進に努めている
- 寄付
- サーバマシンなどの寄贈
- その他

# OSSライセンス違反対応の概略ステップ

①「ソフトウェアライセンスに関わるプログラム開発ガイド」を受講いただき、OSSライセンスの理解を深めていただいた上で、

②11の質問に回答いただく。  
開発製品ごと。利用OSSごと。

③利用OSSのライセンスと実施状況を見比べて、ライセンス要件に合わない部分を洗い出す。

④少なくとも次バージョンでの対応を計画に入れる。

## まずは

- 利用しているOSSが分からなければ、  
protexIPでコード検査して抽出する。
- 11のチェックポイントを確認する。  
→コンサルティング・サービスをご利用ください  
<http://www.nec.co.jp/oss/IPconsul/>  
お問い合わせ先:ip-consulting @ osspf.jp.nec.com

**OSSへの還元が増えて、**

**OSSの発展に繋がるのであれば、**

**商用製品でOSSを正しく使うことも歓迎される(はず)**